

機械器具 66 歯科用練成器
*一般医療機器 歯科用練成器具 「JMDN」70682000
(*一般医療機器 歯科用注入器具 「JMDN」70718000)

「再使用禁止」

ミキシングチップ

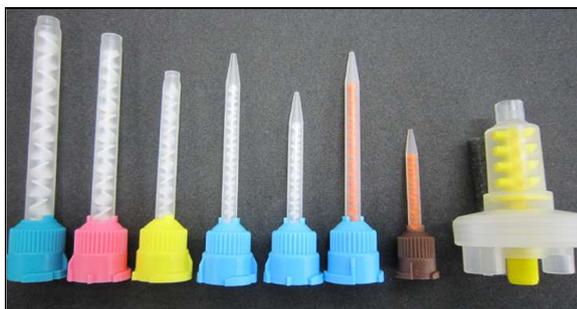
【禁忌・禁止】

本品は、再使用してはならない。

【形状、構造及び原理等】

[形状]

1. ミキシングチップ



L M S SS 3S 10:1 4:1 ガ付ミック
ミキサー

2. コントロールチップ

①フラット型



②テーパ型



3. ロエコシール補充用 チップ



[原材料] ミキシングチップ ポリプロピレン
コントロールチップ ポリエチレン
ロエコシール補充用チップ ポリエチレン

【原理】 ミキシングチップ又はロエコシール補充用チップに内蔵された自動練和装置により、ベース及びキャタリストが練和されます。

【使用目的又は効果】

歯科材料(印象材料、セメントなど)を練和し、練和物を口腔内又はトレーに注入するために用いる。

【使用方法等】

- ①別売品のカートリッジ又はシリンジ先端部にミキシングチップ又はロエコシール補充用チップを取り付けます。
- ②必要に応じてミキシングチップの先端部にコントロールチップを取り付けます。

【保管方法及び有効期間等】

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

**【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者: 株式会社 茂久田商会

連絡先: <https://www.mokuda.co.jp>

製造業者: 株式会社 茂久田商会